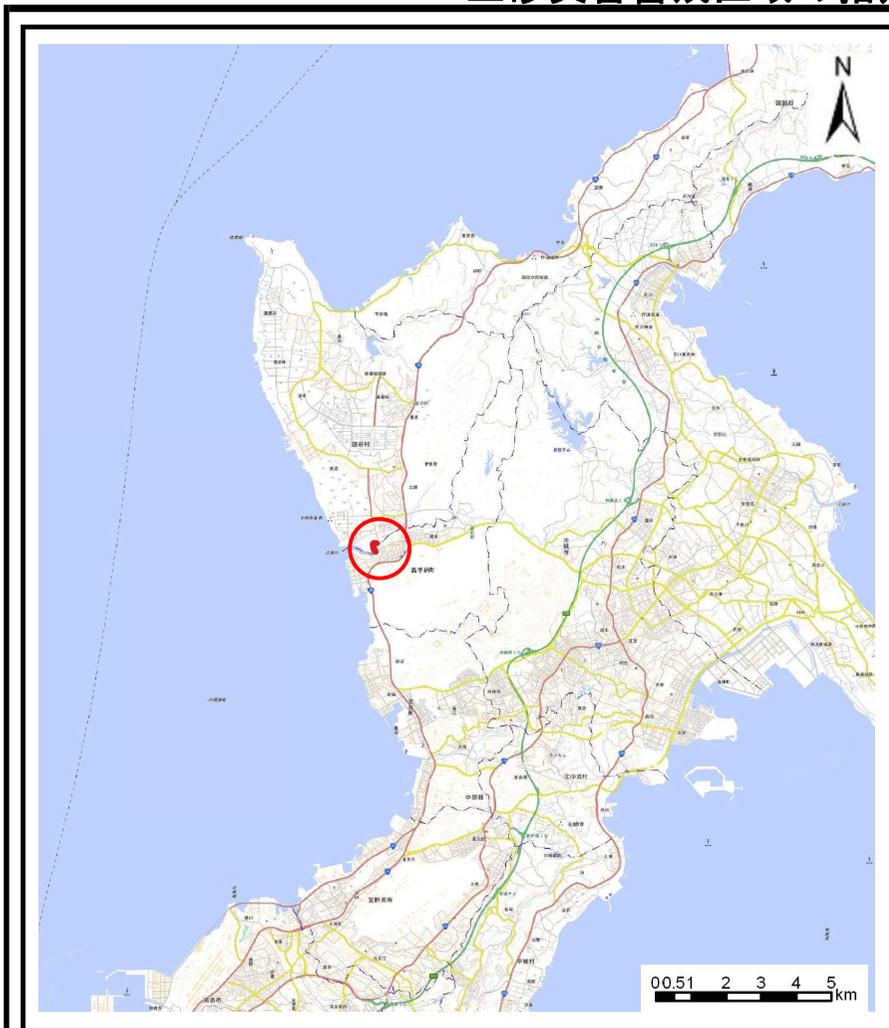


土砂災害警戒区域の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1 (急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜の崩壊
箇所番号	I-120
区域名	水釜(1)
所在地	沖縄県 中頭郡 嘉手納町 字水釜

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 2JHf 541)」

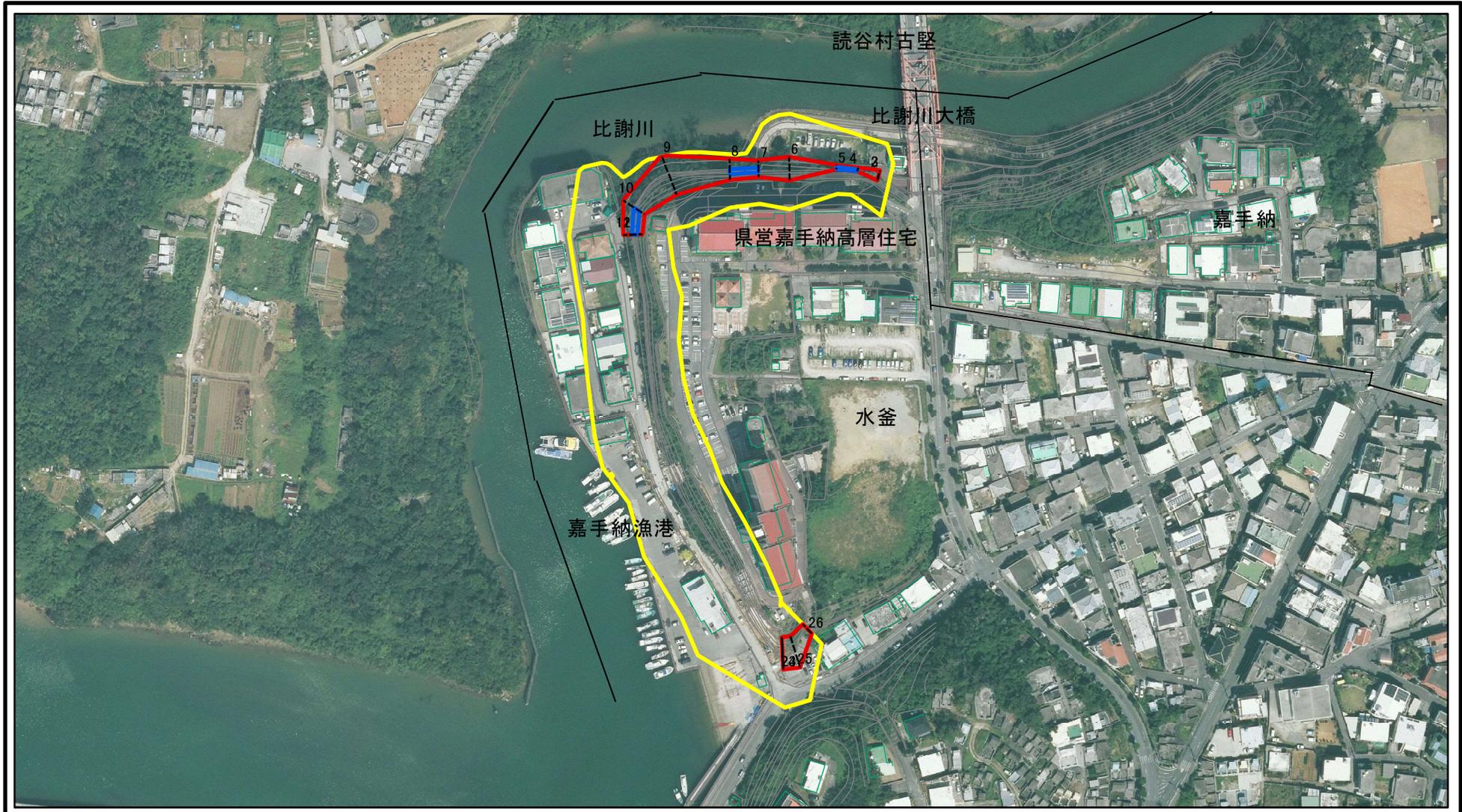
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-120
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	沖縄県告示第113号	区域名	水釜(1)
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示年月日	令和4年3月29日	所在地	沖縄県中頭郡嘉手納町水釜	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺	1:2,500
----	---------

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-120
告示番号	沖縄県告示第113号	区域名	水釜(1)
告示年月日	令和4年3月29日	所在地	沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その3）

横断測線	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1～2	-	-	96.98	1.00	-	-	14.29	2.67									
2～3	102.70	1.00	100.00	1.00	-	-	14.29	2.67									
3～4	102.70	1.00	100.00	1.00	-	-	14.31	2.67									
4～5	100.37	1.00	100.00	1.00	-	-	14.67	2.74									
5～6	107.46	1.00	100.00	1.00	-	-	14.67	2.74									
6～7	124.58	1.00	100.00	1.00	-	-	13.25	2.48									
7～8	124.58	1.00	100.00	1.00	20.97	3.92	16.05	3.00									
8～9	-	-	48.57	1.00	20.97	3.92	16.05	3.00									
9～10	-	-	83.48	1.00	20.03	3.74	16.05	3.00									
10～11	102.65	1.00	100.00	1.00	17.06	3.19	16.05	3.00									
11～12	102.65	1.00	100.00	1.00	18.15	3.39	16.05	3.00									
12～13	-	-	70.39	1.00	18.68	3.49	16.05	3.00									
13～14	-	-	96.22	1.00	18.68	3.49	16.05	3.00									
14～15	114.67	1.00	100.00	1.00	-	-	15.80	2.95									
15～16	114.90	1.00	100.00	1.00	-	-	10.84	2.03									
16～17	114.90	1.00	100.00	1.00	-	-	15.43	2.88									
17～18	105.14	1.00	100.00	1.00	18.38	3.43	16.05	3.00									
18～19	-	-	88.70	1.00	18.38	3.43	16.05	3.00									
19～20	125.17	1.00	100.00	1.00	16.45	3.07	16.05	3.00									
20～21	129.96	1.00	100.00	1.00	-	-	14.16	2.65									
21～22	129.96	1.00	100.00	1.00	16.32	3.05	16.05	3.00									
22～23	-	-	96.94	1.00	16.48	3.08	16.05	3.00									
23～24	-	-	88.91	1.00	18.77	3.51	16.05	3.00									
24～25	-	-	94.69	1.00	18.77	3.51	16.05	3.00									
25～26	-	-	94.69	1.00	-	-	13.12	2.45									

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-121
	告示番号	沖縄県告示第113号	箇所名	水釜(2)
	告示年月日	令和4年3月29日	所在地	沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜浜桁原